

「地方分権の進展に対応した行政の実効性確保のあり方に関する検討会」第9回議事概要

日 時：平成25年2月20日（水）13：30～15：30

場 所：総務省 10階 共用会議室1

出席者：（50音順、敬称略）

小早川光郎（座長）、佐瀬正俊（座長代理）、太田匡彦、大濱しのぶ、大屋雄裕、
岡崎泰治郎、川出敏裕、建部雅、手塚洋輔、西津政信

<行政上の実効性確保に関する論点（論点2. 行政上の強制執行に関する制度の現状等） について>

○砂防法の間接強制（強制金）は、あえて残すという意識もなく、しかし、全廃するとい
う意識もなく生き残ったというのが本当のところではないか。必要性が認められ、
活用が期待されていたわけではなかったのではないか。

<行政上の実効性確保に関する論点（論点4. 現行制度の活用・拡充）について>

○広い意味では、間接強制（強制金）は履行確保するために不利益を与える制度である
から課徴金制度と十分つながりがあると感じる。

○経済的手法の有効性という大きくくりな形なら分かる。

○間接強制（強制金）をどの辺りまで引き上げたときに実効的であり、かつ過酷になら
ないかという問題意識から見たときに、課徴金は収益プラス α を取れるようにしてお
り、効果的であり、あまり過酷でもないという文脈だと思う。

○代執行費用の事前徴収制度を盛り込んでほしい。

<報告書骨子案について>

○改革の方向性について、この第一段階で個別法の活用、第二段階で体系的な法整備と
いう整理でよいか疑問。戦後ずっと前者中心のスタンスできたが、それが問題状況の
停滞になっている。現行法の使い勝手をよくするために所管省庁が努力し、同時並行
して通則的なものも検討を進めていくという形で、一般的な取組と個別の取組が並列

して動かないと、今までの状況を打破することにならない。

○第一段階で問題が出て、見通しが悪くなったら第二段階へ進むということなのだろう。

一般的に決めるには知見が少なすぎる。我が国での知見を積み重ねる必要があって、個別法が発展しなかったとしても、それで地方公共団体や各省庁が困っていなければ、一般法をつくっても使われまいだろう。

○戦後体制は行政上の強制執行をやめろとか、強制手段を持つなと言っているわけではないことを改めて想起させて、必要に応じてやることにすべきである。

○個別法も大きく変えようとするれば、手続的な大きな流れもつかんでいかないと、手続保障や人権保障の面からおかしくなってしまうし、行政もそれがないと動きにくくなってしまふ。少なくとも、並列的、相互補完的に動いていかなければいけないのではないか。

○残された課題として「手続・救済の充実」があるが、これは体系的な制度整備の部分に入れるべき。